

令和7年5月14日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 令和7年5月14日
開会 15時17分 閉会 15時40分
- 2 場 所 幕別町役場 3階会議室
- 3 出席者 委員長 岡本眞利子
副委員長 藤原 孟
委員 山端隆治 酒井はやみ 石川康弘 藤谷謹至
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
住民生活部長 寺田 治 住民課長 佐々木一成
国保医療係長 宮下年功
- 5 傍聴者 内山美穂子 小田新紀 荒 貴賀 野原恵子 小島智恵
田口廣之 中橋友子
- 6 事務局 事務局長 佐藤勝博 議事課長 岩岡夢貴 庶務係長 渡辺 優
- 7 審査事件及び審議内容
 - 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 議案第49号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 2 その他

民生常任委員会委員長 岡本眞利子

◇審査内容

(開会 15:17)

○委員長（岡本眞利子） ただ今から民生常任委員会を開会いたします。

これより、インターネット中継を始めます。

1、付託された議案の審査についてを議題といたします。

議案第49号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査を行います。

審査の進め方ですが、議案の説明、質疑を行った後、説明員に退席していただき、各委員のご意見を伺った上で、討論、採決を行いたいと思います。

それでは、議案第49号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 議案第49号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

このたびの改正内容につきましては、先ほど副町長から改正条文と議案説明資料に基づいて説明がありましたので、私からは本日お配りした補足資料でご説明をさせていただきます。

それでは補足資料の表紙をめくっていただき、下段のページ番号1番をご覧ください。

はじめに、1、幕別町国民健康保険被保険者数として現在の状況を表にまとめております。

令和7年3月末現在の幕別町全体の世帯数は12,637世帯、人口は25,079人。

このうち国民健康保険の被保険者数は、3,239世帯、5,202人。

加入率は世帯数で25.6パーセント、被保険者数で20.7パーセントとなっております。

括弧内の数字は、40歳以上65歳未満の介護納付金対象被保険者の世帯数と人数でございます。

次に、国民健康保険税基礎課税額等の課税限度額の改正についてであります。

先ほど副町長から議案説明資料12ページの改正項目1として説明した、課税限度額を表で示したものととなります。

国民健康保険税は、表の左から(1)基礎課税額、いわゆる医療分と、(2)後期高齢者支援金等課税額、(3)介護納付金課税額の三つの区分で構成されており、それぞれ課税限度額を設定しております。

上段が現行の課税限度額、下段が改正案の課税限度額となり、改正案として、(1)基礎課税額を66万円に、(2)の後期高齢者支援金等課税額を26万円に改め、変更のなかった(3)介護納付金課税額17万円と合わせて、合計で109万円の課税限度額に改めようとするものであります。

表の中央から右の欄をご覧ください。

課税限度額超過世帯の状況でございます。

こちらは令和7年3月末現在の被保険者の状況に基づき、令和6年度の国保課税ベースで試算したものでございます。

①基礎課税額では、限度額が1万円引き上がることにより、超過世帯が上段の112世帯から下段の206世帯となり、被保険者世帯全体に対する割合では、上段の6.55パーセントから、下段の6.36パーセントとなります。

②後期高齢者支援金等課税額では、限度額が2万円引き上がることにより、超過世帯が上段の186世帯から下段の167世帯となり、世帯割合では上段の5.74パーセントから、下段の5.16パーセントとなります。

③介護納付金の改正はございませんので、超過世帯は124世帯、世帯割合は3.83パーセントのままでございます。

下段の折れ線グラフをご覧ください。

課税限度額の改正に伴う影響額についてご説明いたします。

左の図の(1)基礎課税額の影響額からご説明いたします。

世帯の総所得における課税額を折れ線グラフで示しております。

横軸が世帯総所得で、右に行くほど高額所得となります。

縦軸が基礎課税額で、上に行くほど高額となります。

所得が高額になると、課税額も比例して高くなりますが、限度額を超過すると、以後、所得が増えても課税額は一定となります。

改正前の課税額では65万円を限度とし、その限度額を超過する世帯は212世帯でしたが、限度額を66万円に引き上げることにより、なお限度額を超過する世帯は206世帯となります。

残りの6世帯は、改正後限度額66万円を下回る世帯となり、これらによる影響は合計212世帯、影響額は約208万5000円となります。

次に右の図、(2)後期高齢者支援金等課税額課税限度額の影響額です。

改正前の課税額では、24万円を限度とし、その限度額を超過する世帯は186世帯でしたが、限度額を26万円に引き上げることにより、なお限度額を超過する世帯は167世帯となります。

残りの19世帯は、改正後限度額26万円を下回る世帯となり、これらによる影響は合計186世帯、影響額は約351万8000円となります。

最下段、色塗り囲みの右端をご覧ください。

これら影響を合わせますと、延べ398世帯、約560万3000円の影響額となり、この額が国民健康保険税として増収となる見込みであります。

次に補足資料2ページをご覧ください。

3、国民健康保険税の軽減判定所得基準の改正についてであります。

国民健康保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課する応能分と、受益に応じて等しく賦課する応益分で構成されております。

地方税法では世帯の所得が一定以下の場合に、応益分である均等割と平等割の7割、5割または2割を軽減するものと定めており、今回の改正では、減額にあたっての世帯の判定所得基準を見直すものであります。

左の図は、軽減対象となる世帯所得を階層別に表したものであります。

縦軸は世帯総所得であり、上に行くにしたがい世帯所得が高い世帯となります。

参考所得として単身世帯の所得金額を記載しております。

資料の上からご説明いたします。

はじめに① 2割軽減判定所得基準額の改正案です。

判定基準の算定においては、こちらに記載の計算式のとおり、被保険者数と米印の特定同一世帯所属者数の合計人数、いわゆる世帯の人数に、上数値となる 54 万 5000 円を乗じております。

米印の特定同一世帯所属者ですが一番下に記載しておりますが、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行したことにより、国民健康保険の資格を喪失した方で、引き続き同一世帯に所属している方でございます。

計算式に戻りまして、この上数値となる 54 万 5000 円を 56 万円に引き上げることで、左のイメージ図のとおり、軽減判定基準額も引き上がります。

色塗りの囲み、2割軽減の改正による影響をご覧ください。

これにより新たに 20 世帯 37 人の方が 2割軽減の対象となり、その軽減額は約 42 万 1000 円となります。

次に中段の②、5割軽減判定所得基準額の改正案です。

2割軽減と同様に、上数値となる 29 万 5000 円を 30 万 5000 円に引き上げることで、左のイメージ図の通り、軽減判定基準額も引き上がります。

色塗りの囲み、5割軽減の改正による影響をご覧ください。

これにより、これまで 2割軽減の対象だった 16 世帯 29 人の方が、5割軽減の対象へと移行し、その軽減額は約 50 万 3000 円となります。

7割軽減の判定所得基準の改正はございませんので、今回の軽減判定所得基準の改正に伴う影響としては、下段の色つき囲みになりますが、2割軽減、5割軽減を合わせまして、36 世帯 66 人、約 92 万 4000 円の軽減額となる見込みであり、いずれも軽減判定による所得基準が引き上がることで、軽減対象者の拡大が図られる見込みとなります。

なお、これら軽減措置に伴う国民健康保険税の減収分に対しては、一般会計から保険基盤安定繰入金として補填され、その財源については北海道が 4 分の 3、幕別町が 4 分の 1 の負担割合となっております。

以上が改正内容となりますが、今回の条例改正は、基本的には地方税法施行令の改正に伴い、保険料水準の統一に向けたルールに則って見直しを行うものでございます。

以上で、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 課税限度額引き上げによる影響を受ける世帯、対象になるのが 206 世帯になるという話だったかと思うのですが、その職種別の内訳、例えば農業者の方がどれぐらいとかその他の事業者の方がどのくらい、またその他どれぐらいというのが、わかれば教えていただけますか。

また単身者の所得がどのくらいで対象になるのか、大体 1100 万円ぐらいの所得の方が、対象になるのかなと思うのですが、単身者でどれぐらいかということと、あと子育て世帯、例えば 40 歳以上のご夫婦と小学生以上のお子さん 2 人の世帯では、所得がどのくらいで対象になるのか、そのあたり、わかれば教えていただけますか。

あともう 1 点ですが、後期高齢者医療保険制度が導入された平成 20 年は課税限度額 68 万円だったかと思うのですが、毎年のように引き上げられていて、今年度は 109 万円になるということです。

保険料の統一化は令和 12 年をめどにということですが、幕別町としてもこの限度額を令和 12 年度まで上げていくという見通しなのかどうか、その際どこまで上がることを想定されているのか。これについてのご見解や考えられていることがあれば教えていただけますか。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） まず 1 点目、課税限度額の影響を受ける世帯構成、あと職種等でございますが細かい数字は、令和 6 年度の基準をもとに算定したシミュレーション結果ですので、把握をしておりますが、そのほとんどが農業者の方になるかと推定されます。

それから 2 点目の、限度額超過世帯となる目安の収入でございますが、試算したのが単身の年金収入世帯ですが、医療分で申し上げますと、収入ベースで 1104 万円、所得でいきますと 908 万円を超えていくと、限度額超過という形となります。

それから、40 歳以上とお子さん 2 人ということですが、夫婦共働きでお子様が 2 人いる場合について、シミュレーションしておりますが、こちらで申し上げますと、医療分でいきますと、収入が 1036 万円、所得に換算しますと 841 万円を超えてくると限度額を超過する見込みとなっております。

それから課税限度額の引き上げの考え方でございますが、こちらにつきましては、あくまで国のほうで試算したものに基づいて、計算される形になるのですが、この賦課限度額引き上げの考え方といたしましては、被用者保険におけるルールといたしまして、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が 0.5 から 1.5 パーセントの間となるように法律で定められておまして、国民健康保険につきましても、このルールに則って、将来的に賦課限度額超過世帯割合が 1.5 パーセントに近づくように段階的に引き上げると考えられております。

超過世帯割合なのですが、令和 6 年度で、国全体でいきますと、国保で 1.56 パーセント、このまま限度額を据え置きますと、令和 7 年度には 1.59 パーセントまで上昇するというところで、1.5 パーセントに近づけるために、今回、バランスを見ながら、賦課限度額が引き上げられたと考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 令和 12 年まで限度額が、ずっと上がっていくという見通しなのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 限度額につきましては、町のほうで設定するものではございませんので、あくまで法令に基づいて、判断していく形になりますので、今後の推移については、把握してございません。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑がある方いらっしゃいますか。
（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がなければ、議案第 49 号に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方どうもありがとうございました。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 49 号について、各委員のご意見を伺いたいと思います。

意見がある方は挙手を願います。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 先ほどの説明の中にもありましたように、子育て世帯には限らないのですが、最高限度額の引き上げで影響を受けて、物価高の中でさらに影響を受けていくということは、懸念されることだと思います。

そもそも国が 1984 年から、国庫負担を大幅に減らしてきたことによって、国保の保険税は、同じ所得のレベルであっても、協会けんぽ加入者の約 2 倍となっておりまして、収入に対する国保の割合が大きくなっています。

町でも、国保加入者の約 75 パーセントが所得 200 万円未満でして、高額所得者と言われる方々の負担をさらに大きく増やしていくということになっていく可能性があると感じたのですけれども、それに続けるのにも限界があると思います。

今回の限度額の引き上げの影響を受ける世帯も農業関係者の方が多いということでしたが、この物価高騰の影響も大きく受けている分野でもあります。

さらに、毎年、毎年ということは今後わかりませんが、さらに負担を増やすということになれば、暮らしに希望を持てなくなっていくと思います。

全国知事会や全国市長会が求めている 1 兆円規模の国費投入を求めるとともに、町としてもこれ以上加入者に負担を求めず、一般財源で支えていくことが必要だと考えます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかにご意見はありませんか。
（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） ないようですので、議案第 49 号に対する意見は、以上で終了いたします。

それでは、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 先ほどの意見のとおり、反対いたします。

○委員長（岡本眞利子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

発言はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） なければ、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第 49 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（岡本眞利子） 起立多数であります。

したがって、議案第 49 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました議案第 49 号の審査が終わりましたが、議長あてに提出をする委員会報告につきましては、正副委員長に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会のインターネット中継を終了いたします。

（審査終了 15：35 ）